

国立大学法人京都大学監事監査規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(監査事項)</p> <p>第5条 前条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項</p> <p>(2) 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画の実施状況に関する事項</p> <p>(3) 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項</p> <p>(4) 決算報告書及び財務諸表の真実性及び妥当性に関する事項</p> <p>(5) 資産の取得、管理及び処分^の適法性及び妥当性に関する事項</p> <p>(6) 債権の管理の適法性及び妥当性に関する事項</p> <p>(7) 役員及び職員(組織規程第12条第1項に掲げるものをいう。以下同じ。)の給与、諸手当等の適法性及び妥当性に関する事項</p> <p>(8) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況に関する事項</p> <p><u>(9) その他本学の業務及び会計の執行状況の監査に関し必要な事項</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(監事相互間の連携)</p> <p>第8条 監事は、<u>監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めなければならない。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(監査事項)</p> <p>第5条 前条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) }</p> <p>(8) }</p> <p>(同 左)</p> <p><u>(9) 教育研究等を支援する体制及び制度の状況に関する事項</u></p> <p><u>(10) (同 左)</u></p> <p>(監事会)</p> <p>第8条 監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、<u>効率的かつ効果的な監査を実施するため、監事により構成する監事会を置く。</u></p> <p><u>2 監事会の運営に関し必要な事項は、監事相互の協議により定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>